

大子町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって町民等が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であつて町内に住所を有する者をいう。
- (3) 二次的被害等 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害及び犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から犯罪等により再び受ける被害をいう。
- (4) 町民等 町内に住所を有する者、通勤若しくは通学をしている者又は町内において事業活動を行っている者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮しなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害、二次的被害等の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、十分に配慮して行わなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行わなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体(以下「関係機関等」という。)

との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害等が生ずることがないように十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害等が生ずることがないように十分に配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が犯罪被害者等となったときは、当該犯罪被害者等に対し、就労その他の必要な支援について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談、支援等)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(安全の確保)

第8条 町は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを阻止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な支援)

第9条 町は、犯罪被害者等に対する経済的な支援を図るため、見舞金を支給するものとする。

(住居の支援)

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を支援するため、町営住宅等への入居における配慮その他必要な支援を行うものとする。

(教育活動の推進)

第 1 1 条 町は、学校、家庭及び地域社会と連携し、自他の生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービス)

第 1 2 条 町は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるようにするため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう必要な支援を行うものとする。

(委任)

第 1 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。